

変更届出書等提出書類一覧【法人業者】 令和7年4月1日以降の届出

・変更が生じてから30日以内に届出が必要。

※公的証明書類は申請日前3カ月以内に発行されたものが必要。

提出書類	届出事項		主たる事務所の所在地	代表者変更	役員				政令で定める使用人		専任の取引士		従たる事務所				氏名の変更					代表者・役員・専任・政令使用人ではない 従業者の変更（採用・退職・異動・職務変更）				
	商号又は名称	代表者			就任	退任	就任	退任	就任	退任	設置	移転	名称変更	廃止※7	代表者	役員	政令で定める使用人	専任の取引士	従業者							
																				役員			政令で定める使用人		専任の取引士	
																				就任	退任		就任	退任	就任	退任
変更届出書 (様式第三号の四)	変更のあった事項の項番のみ記入する。 例：「商号又は名称」と「役員」の変更の場合は、項番11と項番21に記入。 複数の変更事項がある場合も、1つの届出書にまとめて記入。																									
(第一面) 商号、代表者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
(第二面) 役員				○	○									○												
(第三面) 事務所、政令使用人		○				○	○			○	○	○			○											
(第四面) 専任の取引士								○	○	○						○										
誓約書			○	○		○				○																
略歴書（代表者、役員、政令使用人、相談役及び顧問のうち、就任者分）			※ ²	※ ²		※ ²				※ ²																
専任の取引士設置証明書								○	○	○																
事務所を使用する権原に関する書面 事務所の土地建物登記簿謄本又は賃貸借（使用貸借）契約書の写し		○								○	○															
略歴書（専任の宅地建物取引士）			※ ¹							※ ¹	※ ¹															
代表者等の連絡先に関する調査			※ ²	※ ²		※ ²				※ ²																
身分証明書又は身元証明書（原本）			※ ²	※ ²		※ ²				※ ³																
登記されていないことの証明書（原本）			※ ²	※ ²		※ ²				※ ³																
事務所付近の地図		○								○	○															
事務所の写真（正本はカラー）		○								○	○															
法人登記簿謄本（原本）	○	○	○	○	○					※ ⁴	※ ⁴	※ ⁴	※ ⁴	○	○											
戸籍謄本又は抄本（原本）															※ ⁶	※ ⁶										
事務所に関する申告書		○								○	○															
間取り図		○								○	○															
○あわせて提出必要																										
宅地建物取引業者免許証 書換え交付申請書 (様式第三号の二)	○	○	○											○												
宅地建物取引業者免許証(原本)	○	○	○											○												
○あわせて提出必要																										
宅地建物取引業 従業者異動届出書 (様式第10号)			○	※ ⁵	※ ⁵	○	○	○	○	○							○			○						

※1 事務所自己所有の場合は土地建物の登記簿謄本の写し、自己所有でない場合は契約書の写しが必要。

自己所有とは…個人業者の場合は代表者名義、法人業者の場合は法人名義。

※2 就任者についてのみ必要。

※3 身元証明書・登記されていないことの証明書は就任する政令使用人分のみ必要。

※4 従たる事務所を支店登記している場合のみ必要。

※5 役員が従業者の場合のみ必要。

※6 宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請を行っている場合、その写しでも可。

※7 従たる事務所の廃止の際、政令使用人・専任の取引士の退任、従業者の退職もしくは異動も届出が必要。
他店舗への政令使用人・専任としての異動がある場合、就任の届出も併せて必要。